

平成20年第5回玉城町議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成20年9月17日
 2. 招集の場所 玉城町議会議場
 3. 開 会 平成20年9月17日
 4. 応招議員

1番 小林 一 則 君	2番 風 口 尚 君
3番 山 本 静 一 君	4番 高 木 市 郎 君
5番 鈴 木 加 奈 子 君	6番 東 谷 富 雄 君
7番 小 林 豊 君	8番 中 瀬 信 之 君
9番 山 口 和 宏 君	10番 奥 川 直 人 君
11番 野 口 繁 君	12番 川 西 元 行 君
13番 前 川 夫 君	14番 中 野 勇 君
 5. 不応招議員 な し
 6. 出席議員 14名
 7. 欠席議員 な し
 8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻 村 修 一 君	副 町 長 坪 井 信 義 君
教 育 長 見 並 健 一 君	会 計 管 理 者 森 島 千 里 君
総 務 課 長 中 郷 徹 君	税 務 住 民 課 長 松 田 幸 一 君
生 活 福 祉 課 長 林 裕 紀 君	上 下 水 道 課 長 小 林 一 雄 君
建 設 産 業 課 長 前 田 浩 三 君	農 林 商 工 課 長 田 畑 良 和 君
教 育 事 務 局 長 辻 誠 君	総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君
政 策 財 政 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君	病 院 老 健 事 務 局 長 田 間 宏 紀 君
教 育 委 員 長 松 田 隆 作 君	監 査 委 員 松 田 隆 生 君
 9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大南友敬君	同書記 高井美江君
同書記 中川泰成君	
 10. 提出議案
- 日 程
- 第 1. 会議録署名議員の指名
 - 第 2. 会期の決定
 - 第 3. 諸報告

- 第 4 . 議案第 5 5 号 工事請負契約の変更について
- 第 5 . 議案第 5 6 号 平成 1 9 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 . 議案第 5 7 号 平成 1 9 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 . 議案第 5 8 号 平成 1 9 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 . 議案第 5 9 号 平成 1 9 年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 . 議案第 6 0 号 平成 1 9 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 . 議案第 6 1 号 平成 1 9 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1 . 議案第 6 2 号 平成 1 9 年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 . 議案第 6 3 号 平成 1 9 年度玉城町病院事業会計決算の認定について
- 第 1 3 . 議案第 6 4 号 平成 1 9 年度玉城町水道事業会計決算の認定について
- 第 1 4 . 議案第 6 5 号 平成 1 9 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 第 1 5 . 議案第 6 6 号 平成 1 9 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
- 第 1 6 . 議案第 6 7 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 1 7 . 議案第 6 8 号 玉城町職員定数条例の一部改正について
- 第 1 8 . 議案第 6 9 号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 1 9 . 議案第 7 0 号 度会土地開発公社定款の変更について
- 第 2 0 . 議案第 7 1 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 2 1 . 議案第 7 2 号 平成 2 0 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 2 2 . 議案第 7 3 号 平成 2 0 年度玉城町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 2 3 . 議案第 7 4 号 平成 2 0 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 4 . 議案第 7 5 号 平成 2 0 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

- 第25．議案第76号 平成20年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)
第26．議案第77号 平成20年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)

(午前9時5分 開会)

議長(小林一則君)只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。

よって、平成20年第5回玉城町議会定例会は成立致しましたので開会致します。それでは、開会にあたり町長から定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)平成20年第5回定例会開会にあたりまして、一言開会の挨拶を申し上げます。

今、国内外の経済状況は、先日からのアメリカの大手証券会社の経営破綻をはじめ大変経財不安が広がっておるといこういう状況でございます。又国内では、ご承知のように地方の地域格差が拡大をしておるといこういう状況でございます。財政の悪化が広がっておるといことであるわけでございますが、そんな中で日本の政治は1年の間に、総理大臣が退陣をするということございまして、大変残念な状況が起こっておるわけでございます。一時も早く国民生活の安定、そして地方重視の地方が期待する政策を推進してもらわなければならんとこんなふうに考えておるところでございます。今定例会では、平成19年度の決算に係るところのご審議そして、平成20年度の補正予算が主な議案として提案を頂くということになってございますが、平成19年度に掲げさせて頂きました政策の一つひとつが実行できましたことは、議員皆さん方のご理解ご支援のおかげだと思っておる次第でございます。一言開会にあたりましてお礼を申しあげまして挨拶とさせていただきます。

議長(小林一則君)これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長(小林一則君)日程第1．会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において

9番 山口和宏君 10番 奥川直人君

の2名を指名致します。

議長(小林一則君)次に、日程第2．会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から9月30日までの14日間と致したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月30日までの14日間と決定致しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

議長(小林一則君)次に、日程第3. 諸報告を致します。

報告第1号、監査委員から平成20年5月分乃至7月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手許に配付致しておきましたからご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

議長(小林一則君)次に、日程第4. 議案第55号 工事請負契約の変更についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 議案第55号 工事請負契約の変更につきまして提案理由を申しあげます。現在、工事を進めております田丸小学校空調防音工事につきまして変更請負契約を締結する必要が生じたので地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。なお、変更部分の工事につきましては、早急に着手致したく議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、教育委員会事務局長から説明致させます。よろしく願いを申しあげます。

議長(小林一則君) 教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長(辻誠君) それでは議案第55号 工事請負契約の変更につきまして補足説明を申しあげます。議案書の議案第55号資料より説明を申し上げたいと思いますのでお開きを致したいと思います。まず工事の名称以下請負者につきましては変更はございませんので省略をさせていただきたいと思います。変更工事の概要でございますが、先の全員協議会でも御説明申し上げましたように今回変更いたします工事の概要であります。空調機器の設置室を23室から29室に変更を致すものでございます。追加を致すものであります。又給水設備の追加につきましては、室内の温度を保つために加湿設備を追加する必要が生じたので追加を致すものでございます。機械室の空調機器の撤去工事につきましては、機械室の部品等の倉庫として活用するために不要になります機械設備を撤去し倉庫として活用致したいとそういうふうなことから追加をお願いするものでございます。次に、高圧幹

線の埋設ルートの変更でございますが、これにつきましては次のページに平面図をつけさせていただいておりますが、このルートに変更することによりまして施行延長が短縮され、その工事費が軽減でき又、工事後の管理が容易になるなどメリットが生じることがわかりましたので変更を致すものであります。以上の変更によりまして、請負金額でございますが変更の増額金額につきまして消費税を含めまして348万6千円増額し変更契約金額を7千698万6千円に致すものであります。尚、これらの財源につきましては、国からの補助金で賄えることとなっておりますのでよろしくお願いを致します。以上簡単であります。補足説明と致します。どうかご承認賜りますようよろしくお願いを致します。

議長（小林一則君）以上で提案理由の説明は終わりました。これより、質疑・討論・採決を行います。それでは議案第55号 工事請負契約の変更についての質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）あらかじめ全員協議会の席におきましてお伺いをしてきたところでございますが、本議会でございますので、あらためてもう1度お伺いしておきたいと思っております。この空調設備工事高圧幹線埋設ルートの埋設場所を変更することによって工事費が減額されそして追加工事ということのご提案ですけれども、高圧幹線埋設ルートにつきましては、最初からこのルートにしたら安い金額で上がっていたと思っておりますが、なんか理由があってこの長いルートに当初なっていたのですか。その障害がなくなって短縮されたルートになり40mほど短縮されるということになったのでしょうか。この点だけお伺いしておきたいと思っております。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）高圧幹線の埋設ルートにつきましては、当初は今現在ございます電気のマンホールそれを活用して施行するというところでございましたが、その幹線ルート口径が大きくなる分だけ体育館前の通路を取りはずして施行しなければならないと施行上のことで障害をきたすので、今回校舎周りの近くを布設することによって、施行延長が短縮され又体育館周りにはプールもございますしそういうふうな水道管との緩衝そういうふうなものもございましたので今回ルートの見直しを致すものでありますのでよろしくお願いを致します。

議長（小林一則君）他ありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します
これより討論を行います。まず反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

以上で討論を終結致します。これより採決致します。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第5・議案第56号 平成19年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし日程第15・議案第66号 平成19年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第56号 平成19年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。社会の経済状況は、サムプライムローン問題、株価の低迷、原油価格の高騰などの影響を受け低迷しています。国におきましては、地方分権の方針のもと、三位一体改革が強化推進され、地方交付税改革や補助金の削減など、依然として非常に厳しい財政状況であります。そのような状況の中、玉城町は第4次総合計画を踏まえ町民の皆さんが、安心と安全に暮らせるまちづくり、元気で活力のあるまちづくりを推進してまいりました。はじめに、19年度決算におきましては、歳入総額46億4千289万3千831円、歳出総額44億7千748万4千711円で、差引き1億6千540万9千120円となり、翌年度に繰り越す財源を控除した実質収支額は1億2千518万2千120円となりました。それでは、内容であります。歳入では全国に先駆け「クレジットカードによる公金収納」を導入するなど、収納対策に力を入れ、健全な財政運営に努めてまいりました。決算の状況といたしまして、自主財源の根幹をなす町税で、個人町民税や法人町民税の増収により6億1千155万2千772円の増加、又、地方交付税も4億5千319万1千円の増加となっております。この他、国庫支出金が8千100万5千528円、県支出金が2千654万32円の増加となっております。一方、減少したのものとして、地方譲与税が1億909万4千479円、地方特例交付金が7千273万6千円の減少となっております。又、繰入金につきましては、町税による財源確保ができたことにより、基金からの繰り入れを行わなかったため減少し、町債では、2億370万円の減少となっております。歳入全体では、前年度と比べて3億3千832万6千256円、7.86%の増加となりました。

次に、歳出の主なにつきましては、安全で安心して暮らせるまちづくりとして、4月から「子育て総合支援室」を設置するとともに、乳幼児医療費助成の維持、保育料、児童館の利用料据え置きなど子育て支援の充実を図ってまいりました。又、一年を通した配食サービスの提供など高齢者福

社施策の充実も推進してまいりました。又、玉城中学校の空調設備工事、外城田小学校空調設計業務を実施するなど、更なる教育環境の充実を図ってまいりました。快適で住みよい環境づくりといたしまして、「農地・水・環境保全向上対策事業」により、地域が一体となって行う農地保全活動を支援し、また宮川2期事業経営体育成基盤事業などを推進してまいりました。地域文化の薫りたつまちづくりとして、平成18年度実施した「田丸築城670年」事業につづき、19年度は、住民一体となった「ゴミゼロ」「クサゼロ」の城跡清掃活動を展開し、多くの住民の方々にご参加いただきました。11月には「お城サポート会議」が発足し、活動の輪の広がりに期待を寄せているところであります。今年も9月28日に「クサゼロ」運動を実施する予定であり、是非とも皆様のご参加をお願い申し上げる次第であります。又活気あふれるまちづくりといたしまして中楽朝久田線、京セラミタ周辺の町道幹線道路網整備のほか、県営関連事業、道路維持修繕事業・道路新設改良町単事業などを推進してまいりました。歳出全体では、前年と比較して2億8千418万1千648円、6.78%の増加となっております。平成19年度の財政状況につきましても、引き続き厳しい状況の中で各事業の遂行ができましたことは、住民のみなさまのご協力と議員のみなさまの深いご理解とご協力の賜ものであることをここに感謝申し上げます。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明を致させます。

次に、議案第57号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

平成19年度決算の歳出総額は、13億296万3千725円で、主なものとしていたしましては、保険給付費が前年より9%、6千781万3千264円増えて8億2千190万3千530円でありました。これに老人保健拠出金並びに介護納付金を合わせますと支出全体の約8割を占めています。歳入におきましては、総額12億8千338万3千201円で加入者が納めていただいた保険料は全体の約30%、3億7千803万3千158円で、このうち、19年度現年度分は3億6千980万6千522円で、収納率は95.6%でありました。これは、昨年度とほぼ同じ率であります。今後も対策を講じ収納率の向上に努めてまいります。その他では、国・県からの支出金3億4千710万6千750円、社会保険などからの療養給付費交付金2億8千780万1千円、このほか、一般会計から8千404万5千981円の繰り入れを致しました。しかしながら、歳入が8.1%の増に対し、歳出が16.5%増加し、差引き1千958万524円の赤字となり、翌年度から繰り上げ充用をし

て補填致しました。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明致させます。

次に、議案第58号 平成19年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。
貸付実績はなく、償還のみであり決算の概要につきましては、歳入総額535万4千756円に対し歳出総額3千503万1千515円となり、不足額2千967万6千759円は、翌年度会計から繰上げ充用して補填を致しました。このことにつきましては、貸付償還金の滞納に原因があり、今後当事者の理解を求めながら滞納整理に努めてまいりたいと存じております。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明を致させます。

次に、議案第59号 平成19年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。
平成19年度決算の歳入総額は9億4千438万5千605円でありました。歳出におきましては、総額9億7千736万5千187円でした。このうち医療諸費が前年より5.5%の増となり、9億7千59万8千84円で、この会計の約99%を占めています。この増加は、一人当たりの医療費が9.8%増えたことが要因と考えられます。この影響を受け、歳入が歳出に対し、3千297万9千582円の不足を生じ、翌年度会計から繰り上げ充用をして補填を行ったものです。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明を致させます。

次に、議案第60号 平成19年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。
アスパア玉城ふれあいの館は、平成8年11月に開館以来、11年5ヶ月を経過し、この間の入浴者数は延110万7千940人となり、地元地域はもとより周辺地域の皆様方にも広くご利用いただいております。平成19年度の入浴者数につきましては、年間8万6千151人、営業日数は311日で、1日平均277人となりました。決算の概要につきましては、歳入総額5千414万7千166円に対し歳出総額5千282万6千683円となり歳入歳出差引額132万483円を翌年度に繰り越す決算と致しました。なお、詳細につきましては、会計管理者より説明を致させます。

次に、議案第61号 平成19年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

平成 17 年度より地域再生計画の認定を受けた三郷・昼田地区に着手し、平成 19 年度は、山岡・曾根・昼田地区の管路施設工事を完了しました。尚、19 年度決算の概要につきましては、歳入総額 2 億 6 千 132 万 6 千 767 円と、歳出総額 2 億 6 千 14 万 3 千 948 円で、歳入歳出差引額 118 万 2 千 819 円を翌年度へ繰り越す決算と致しました。まお、詳細につきましては、会計管理者より説明を致させます。

次に、議案第 6 2 号 平成 19 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

介護保険特別会計は、市町村合併により平成 17 年 11 月から玉城町が保険者となり、事業運営がはじまり、平成 19 年度決算は 2 回目の通年決算となります。

歳入総額は、8 億 1 千 730 万 7 千 998 円で、そのうち保険料収入は、1 億 5 千 615 万 5 千 720 円で、収納率は 98.2% となり、昨年より 1.1% アップ致しました。歳出総額は 8 億 979 万 3 千 767 円となり、差引 751 万 4 千 231 円を翌年度繰り越す決算と致しました。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に、議案第 6 3 号 平成 19 年度玉城町病院事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

病院事業をめぐる経営環境は、医療保険財政の危機的状況の中で、18 年度の診療報酬の改定、長寿医療制度の創設、医療保険制度の改革等により非常に厳しい状況にあります。このような中、玉城病院は昨年 4 月に本泉院長を迎え、国民健康保険病院として地域医療の中心的役割を担い「町民の健康を支え、町民の皆さんからも支えられる病院経営」を基本理念に健全経営基盤の早期確立を目指し、医療内容の充実、収益の確保と費用の節減など、諸施策に鋭意取り組んでまいりました。また、今年 4 月には、本泉院長に健康管理センター長も兼任いただき、より一層医療、保健、福祉、介護サービスを総合的、一体的に提供する地域包括ケアの実践に努めているところであります。さて、決算の概要につきましては、入院患者数、一般病床と療養型病床を合わせ、延べ 1 万 6 千 905 人となり、前年度に比べ 1 千 819 人、12.1% 増と大きな増加となりました。外来患者数につきましては、延べ 2 万 4 千 242 人であり、前年度に比べ 963 人、減少 3.8% の減となりました。

経営収支の状況でございますが、収益的収支において税込みの事業収益 6 億 1 千 133 万 3 千 219 円に対し、税込みの事業費用は 5 億 7 千 851 万 9

千 476 円となりました。税抜きの経営利益といたしましては、1 千 777 万 4 千 149 円となり、一般会計からの特別利益 1 千 500 万円を加え 3 千 277 万 4 千 149 円を当年度純利益と致しております、次に資本的収支であります、収入は 2 千 861 万円、支出につきましては、3 千 993 万 5 千 955 円となり、収入が支出に不足する額 1 千 132 万 5 千 955 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填を致したところでございます。なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明を申し上げます。

次に、議案第 6 4 号 平成 1 9 年度玉城町水道事業会計決算の認定について提案説明を申し上げます。

本町の給水人口は年々増加傾向にあり、その需要と安定供給の対応に努めております。平成 1 9 年度は、管網の整備のため配水管の新設及び布設替を進め、また、公共下水道・農業集落排水事業管路施設工事に伴う配水管布設替え工事を実施しました。

給水状況につきましては、契約件数が前年度末と比較して 63 件増加し、5 千 517 件となり、給水人口は前年度より 67 人増加し、1 万 5 千 344 人となりました。また、事業を支える年間有収水量は、209 万 2 千 464 立方メートルで、前年度と比較して 3 万 9 千 488 立方メートル増加しました。決算の概要は、収益的収支において、事業収益 3 億 639 万 7 千 156 円に対し、事業費用は 2 億 1 千 603 万 3 千 49 円及び、特別損失 19 万 840 円で、当年度の純利益 9 千 17 万 3 千 267 円を当年度未処分利益剰余金と致したところであります。資本的収支におきましては、収入 1 億 6 千 692 万 2 千 810 円に対し、支出は 2 億 7 千 478 万 6 千 697 円でそのうち建設改良費 2 千 800 万円を翌年度へ繰り越しました。収支不足額 1 億 786 万 3 千 887 円は繰越利益剰余金処分量、当年度分消費税資本的収支調整額で補填を致しました。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明を致させます。

次に、議案第 6 5 号 平成 1 9 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

当施設事業におきましては、玉城病院併設型で介護老人保健施設の長期・短期入所及び通所リハビリテーションを中心に、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所を展開し、介護保険利用者のニーズにより適応した介護サービスを効率的・計画的に提供し、在宅復帰、在宅生活の支援に努めてまいりました。さて、決算の概要につきましては、収益的収支において、事業収益 3 億 3 千 89 万 7 千 808 円に対し、事業費

用3億1千887万1千870円となり、差引額1千202万5千938円の経常利益を、当年度純利益と致しました。資本的収支におきましては、収入は、一般会計からの補助金、寄附金で1千197万2千601円に対し、支出は、建設改良費、企業債償還元金と合わせまして1千990万4千469円、となり、収支不足額793万1千868円は過年度分損益勘定留保資金で補填を致しました。なお、詳細につきましては病院老健事務局長から説明を申し上げます。

次に、議案第66号 平成19年度玉城町下水道事業会計決算の認定について提案理由の説明申し上げます。

平成17年度より地域再生計画の認定を受け、事業に着手し、平成19年度は更に整備区域を拡大するため測量設計及び、管渠工事を実施しました。普及の状況と致しましては、認可区域の141ヘクタールの中で排水設備設置人口は4千457人となり、普及率は89%となっております。また、事業で処理した年間汚水量は、50万9千8立方メートルとなりました。決算の概要は、収益的収支において、事業収益1億17万7千776円に対し、事業費用1億5千616万9千37円となり、5千599万1千261円の当年度純損失となりました。資本的収支におきましては、収入9億2千910万円に対し、支出9億7千699万128円となり、建設改良費4億9千130万円を翌年度へ繰り越す決算としました。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明を致させます。

以上よろしくご審議のうえ、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

議長（小林一則君）会計管理者 森島千里君

会計管理者（森島千里君）それでは、議案第56号 平成19年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第62号 平成19年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての7議案について補足説明を致します。まず、最初に議案第56号 平成19年度玉城町一般会計歳入歳出決算でございます。先ず、決算状況を総括的に申し上げます。歳入総額46億4千289万3千831円、歳出総額が44億7千748万4千711円、歳入歳出差引額1億6千540万9千120円となりました。この内、翌年度に繰越を致します繰越明許額が4千22万7千円を差し引き致しました実質収支額は1億2千518万2千120円となりました。実質収支額より地方自治法第233条2項の規定によりまして6千500万円を基金へ繰り入れを致しまして6千18万2千120円を翌年度へ繰り越す決算と致しました。歳入歳出それぞれに前年度と比較致しますと、歳入におきまして7.86%、歳出に

おきましては6.78%いずれも増加を致しております。経常収支比率につきましては、76.8%で前年度より23.9ポイント下回り、公債比率につきましては11.2%で前年度0.5ポイント、財政力指数は0.763%で前年度より0.039ポイントそれぞれ下回った結果となっております。それでは歳入より説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に、議案第57号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君)説明途中でございますが、10分間休憩を致します。

(午前10時 9分 休憩)

(午前10時20分 再開)

議長(小林一則君)再開致します。休憩前に引き続き補足説明を行います。会計管理者(森島千里君)それでは引き続きまして、議案第58号 平成19年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に、議案第59号 平成19年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に、議案第60号 平成19年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に、議案第61号 平成19年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に、議案第62号 平成19年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足の説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

議長（小林一則君）病院老健事務局長 田間宏紀君
病院老健事務局長（田間宏紀君）それでは、所管いたします議案第63号 平成19年度玉城町病院事業会計決算及び議案第65号 平成19年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。先ず、議案第63号 平成19年度玉城町病院事業会計決算の認定につきまして補足の説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第65号 平成19年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきまして補足の説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

議長（小林一則君）上下水道課長 小林一雄君

上下水道課長（小林一雄君）それでは、所管致します2議案について議案第64号 平成19年度玉城町水道事業会計決算の認定について及び 議案第66号 平成19年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての補足説明を申し上げます。先ず、議案第64号 平成19年度玉城町水道事業会計決算の認定についての補足説明を致します。

（決算書朗読方々説明する）

次に、議案第66号 平成19年度玉城町下水道事業会計決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

議長（小林一則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

続いて監査委員より決算審査結果の報告を求めます。

監査委員 松田隆生君

監査委員（松田隆生君）一括上程されております、議案第56号乃至議案第66号までの平成19年度玉城町一般会計、並びに各特別会計及び各企業会計歳入歳出決算の認定につきまして決算審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第56号ないし議案第62号の平成19年度玉城町一般会計及び各特別会計決算の認定につきましてご報告申し上げます。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、町長より審査の付されました。平成19年度玉城町一般会計及び各特別会計の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産及び基金の運用状況を示す書類につきまして去る7月1日から7月25日までの間に至りまして審査を実施したところであ

ります。いずれの書類も関係法令に基づいておりその係数は関係諸帳簿、証拠書類等照合致しました結果正確であり、予算の執行、基金の運用におきましても適正に処理されているものと認めた次第であります。一般会計の決算でございますが、前年度に比較致しますと歳入全体は7.9%の増加しております。要因は町税収が32.7%また地方交付税についても87.0%とそれぞれ大きな伸びとなった結果であります。しかしながら自主財源比率は60.7%と前年度より1.0%減少いたしておりますが、自主財源の根幹を成す税収が全歳入額の半数を超える53.5%とであり、前年度より9.9%増加しております。徴収率につきましても前年度比3.9%増加した結果となっております。コンビニ収納、あるいはクレジット収納の導入といった工夫がなされたことは、納付手段の選択肢を拡充することであり、住民の納税意識を喚起するものと考えます。今後におきましても地方税の性格を充分理解し、関係機関との連携を保つとともに公平性確保の観点から、安易に不能欠損処理をすることなく、更にきめ細かい徴収努力を要望するものであります。歳出状況につきましては97.4%の執行率で、行財政改革に伴う出張旅費の改正・委託料の見直しなど経費節減の努力がなされていますが、経常的経費全体について前年度に比べ10.3%の伸びとなっております。これは財政調整基金への積み立てをした額を含んでいることから大きな数値となっているものであります。今後とも計画的な予算執行に努められるよう望むものであります。その他、時間外勤務の状況、食料費、委託費、町単独補助金・また各種団体を主とした負担金等の執行について資料の提出を求め、抽出審査を行いました。その結果は関係書類・諸帳簿も整備されており、適正に処理されております。また明許費繰越額を除き、歳入から歳出を差し引いた実質収支額は、1億2千518万2千120円となり、当年度分実質収支額から前年度実質収支額を差し引きした、単年度収支額に基金積立額と繰り上げ償還額を合わせた額から基金取り崩し額を差し引いた額、つまり実質単年度収支額は3億7千755万7千206円の黒字決算となっております。財政基盤を確かなものとするための財政調整基金については取り崩しはなく3億1千709万1千698円を積み立てた結果、期末の基金残高は8億5千961万9千299円となっており、適正な運用を期待するものであります。社会経済情勢は、投機的要素が加わった原油価額の高騰により消費者物価が上昇し、経済不況が深刻の度合いを深めております。3人に1人が非正規労働者だといわれる今日、格差社会はより顕著となっております。このような状況下で行政の課題が多様化する中、その責務はますます重大であります。今現在すすめられている第二期地方分権改革においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方自治体の自主性を高めるための財源が担保されるかを見極める必要があと考え

ます。当町においては現在推進されている玉城町行財政改革プランの元、経費削減はもとより各行政事業の実施については十分に検討され、玉城町の資源である歴史や文化、伝統を大切にするとともに、住民の意向に沿った個性豊かな地域コミュニティの構築を望むものであります。なお、玉城町国民健康保険特別会計を含め 6 事業の特別会計につきましても決算審査を実施いたしましたところでございますが、いずれの会計におきましても計数的に問題がないと認められた次第であります。

続きまして、議案第 6 3 号 平成 1 9 年度玉城町病院事業会計決算の認定についてないし、議案第 6 6 号 平成 1 9 年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての、決算審査の結果をご報告申し上げます。

この 4 事業会計の決算につきましては、各事業が公営企業の基本原則に則り運営されているか、どうかについて慎重審査をいたしましたところであります。

審査の結果、各事業決算並びに決算諸表は、地方公営企業法の諸規定及び会計原則に準拠して作成されており、いずれも符合し計数的にも正確であり、予算の執行も計画的かつ効率的に行われ、当該年度の実績及び財政状況を適正に示しているものと認められた次第であります。

それでは、事業会計別に申し上げます。

先ず、病院事業会計でございますが、1 日あたりの入院患者数は、46.2 人で前年度より 4.9 人増加しております。入院収益についても結果として前年度に比べ 3 千 567 万 55 円増加致しております。また、平成 19 年度の外来患者数は年間 2 万 4 千 242 人で前年度の 2 万 5 千 205 人より 963 人、1 日当りにいたしまして 4.0 人減少しております。しかしながら外来収益につきましては平成 19 年度は 1 億 693 万 8 千 829 円、前年度が 1 億 507 万 1 千 950 円で、186 万 6 千 879 円の増加となっております。医業収支全体で見ますと 7 千 560 万 998 円の赤字であります。累積欠損金処理のための 1 千 500 万円を含めた一般会計から繰り入れにより病院事業の収支は、3 千 277 万 4 千 149 円の単年度黒字となっております。また前年度繰越欠損金と合わせた累積欠損金は 3 千 791 万 9 千 444 円となっており、新しい院長を迎え今後の経営努力を望むものであります。いずれにいたしましても住民に、良質の医療を提供することが最大の使命であります。公営企業としての採算性も重要であります。企業職員としての意識の高揚に努め、地域医療の拠点施設として十分な機能が発揮できるよう願うものであります。

次に、水道事業会計決算であります。事業の主体を形成する給水収益は 2 億 9 千 242 万 6 千 270 円で、前年度に比べ率で 2.2%、増加しており、平成 19 年度の損益計算においては 9 千 17 万 3 千 267 円の純利益となり、前

年度に比較し 7.1%増加しております。給水件数も前年度より 63 件増加すると共に、給水人口も増加しており、事業の効率性を見る有収率は 90.4%と前年度より 0.4%増加した結果となっており安定した事業運営でございます。今後におきまして、事業の採算性と公共性のバランスを図りながら、公営企業として健全経営を維持し住民生活の源である「安心な水」の供給が続けられるよう一層の努力を期待するものであります。

また、同時に玉城町南勢水道供給事業基金の審査を行ないました。基金の運用状況の審査に当たっては、「确实且つ効率的に行なわれているか」について、運用の状況を示す書類、その他関係諸帳簿を慎重に精査を致しました。平成 19 年度の基金運営は、増加額 8 万 121 円これは預金の利息であります。また減少額として 812 万 7 千円を玉城町水道事業会計へ繰出してあります。これらのことから平成 19 年度末の基金残高は 1 千 192 万 8 千 886 円となることを確認した次第であります。

次に、介護老人保健施設事業会計決算でございますが、事業収益決算額は 3 億 3 千 89 万 7 千 808 円で、収入予算に対する執行率は 100.5%、また、事業費用決算額は 3 億 1 千 887 万 1 千 870 円で支出予算に対する執行率は 96.8%となり、介護老人保健施設事業決算における収益的収支は 1 千 202 万 5 千 938 円の純利益となっております。しかしながら、このことは他会計補助金として、一般会計より 1 千 345 万 9 千円を繰り入れた結果であることを考慮に触れなくてはなりません。高齢者福祉を提供する公営企業として、また、地域ニーズに応える介護老人保健施設として、保有することの意義・機能・役割などを検証すべき次期でもあると考え、健全経営のため特段の努力を切望するものであります。

次に、下水道事業会計決算でございますが、平成 19 年度末の排水戸数は 1 千 607 戸で普及率は 89.0%となっております。また年間総排水量は 50 万 9 千 8 立方メートルで前年度より 6.4%の増加した結果となっております。収益的収入の決算額は 1 億 1 千 892 万 5 千 543 円で、収益的支出の決算額は 1 億 5 千 834 万 6 千 998 円となり、損益計算は 5 千 599 万 1 千 261 円の純損失であります。これに前年度未処理欠損金 2 億 2 千 501 万 3 千 802 円と合わせ、2 億 8 千 100 万 5 千 63 円を翌年度へ繰り越す決算となっております。平成 22 年度には、宮川流域下水道の幹線管渠が玉城町に到達し、平成 23 年度には町内 73%について下水道が敷設される計画であります。文化生活的なバロメーターともいわれる下水道事業であります。住民の生活環境の改善のため、また、河川環境保全のためにも、その普及、啓蒙・接続率の向上に努

力されることを望むものであります。

最後に、全会計に通じて行政の公平性の観点から、また企業としての健全性維持の観点からも、未収金の回収に特段の努力をされることを切望いたします。以上、公営企業会計決算審査の結果報告とさせていただきます。

只今、ご報告申し上げました一般会計、各特別会計、並びに各企業会計決算審査の詳細につきましては、お手元の審査意見書をご高覧賜りますようお願い申し上げます。又、財政健全化法が施行されたことに伴い、一般会計並びに公営企業等の財政健全化比率につきましてはの審査をいたしましたので、意見書をお届け致しております。いずれも問題がないと確認した次第であります。どうぞ合わせてご高覧頂きますようお願い致します。

以上 平成19年度決算の審査報告でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（小林一則君）以上で、監査委員の報告は終わりました。次に、日程第16・議案第67号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第67号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。この条例は、平成20年6月18日公布された地方自治法の一部を改正する法律において、議員報酬に関連する規定について所要の整理を行う必要が生じたため、制定するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。よろしくお願い致します。

議長（小林一則君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）議案第67号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

お手許に議案67号の補足資料をお配り致しておる所でございます。これをご覧頂きながらご説明を申し上げたいと思います。今回の規定の整理につきましては、議員の報酬の支払い方法が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と異なることをこれを明確にするために議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び玉城町特別職報酬等審議会条例の中に、定めております報酬の部分につきましては、これを議員報酬と改めるものがございます。どうかよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

5分間休憩致します。

（午前11時38分 休憩）資料配布

（午前11時43分 再開）

議長（小林一則君）再開致します。休憩前に引き続きまして本会議を続けます。次に、日程第17・議案第68号 玉城町職員定数条例の一部改正についてないし、日程第18・議案第69号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第68号 玉城町職員定数条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の改正は、町長の事務部局内の病院関係職員及び介護老人保健施設職員の定数を改正しようとするものであります。玉城病院は、平成15年16年の二ヶ年に亘りまして全面改築し、病床数33床から50床に増床致しました。又、介護老人保健施設につきましては、平成12年度介護保険法施行とともに訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所を開設、15年度には訪問介護ステーション開設、17年度にはリハビリ室改修工事を行い通所リハビリテーション利用定数5人から20人にし、事業拡大を図ってまいりました。現在、各事業とも患者、利用者数は順調に推移医療法及び介護保険法に定められた職員定数と条例職員定数に差異を生じていますので、今回、定数条例を改正し、定められた基準とするものであります。内容といたしましては、定数を24人増やし、町長の事務部局定数177人を201人とするものであります。なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます

次に、議案第69号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして提案理由を申しあげます。今回の改正は、三重県の福祉医療費の助成制度の見直しに伴い、改正を行うものであります。主な内容といたしましては、精神障害者保健福祉手帳の1級の方で、その入院にかかる医療費を助成しようとするものです。もう一つは、入院時の食事療養費に対する助成を廃止するものです。いずれも、県の福祉医療費の助成制度の見直しに則したものとなっております。なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明致させます。よろしく願いを申しあげます。

議長（小林一則君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）議案第68号 玉城町職員定数条例の一部改正につき

まして補足説明を申し上げます。今回、資料を2種類お配り致しておる所でございます。条例の新旧対照表、これと合わせまして規則の新旧対照表をお配り致している所でございます。この規則の新旧対照表をご覧いただきながらご説明を申し上げていきたいと思っております。今回の条例改正につきましては、病院及び介護老人保健施設関係職員の定数を改めるものでございまして、町長の事務部局の職員定数を現行177人に24人増員を致しまして201人に改正をお願い致すものでございます。内訳と致しまして病院の職員定数29人に11人増員を致しまして40人に、又、老健におきましては、24人に13人増員を致しまして37人の病院、老健全体で77人にしようとするものでございます。職種別では、病院老健合わせまして医療職10人その他の職員14人の増でございます。これは病院におきましては、医療法で老健は介護保険法でそれぞれに職種別職員数の基準といったものが定められておる所でございますが、現在の職員定数との間に大きく差が生じておりますためにこれを改めるものでございます。現状の実職員数は常勤換算致しますと122名でございますが、内正規職員は47名でございます。この占める割合は38%となっております。現在の病院老健全体の医療職の職員定数は33名でございます。これに対して実職員数は31名でございます。この差2名分につきましては、医師の部分でございます。看護師医療技術者等その他の医療職の定数枠は不足する状況でございます。また、老健の介護職員の定数10人につきましても定数枠が不足する状態でございます。そして全国的にも地方の医師、看護師、それから介護職員が不足をしておるといわれておる所でございますが、病院、老健両施設におきましても同様に専門職の確保に苦慮いたしておるこういう状況でございます。これらのことをふまえますと共に優秀な人員を確保致したく今回改正をお願いするものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）それでは、議案第69号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。今回の改正は心身障害者を障害者に充てるものと三重県の福祉医療費の助成制度の見直しに伴い精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの方で、その入院にかかる医療費を新たに助成するものと、また、入院時の食事療養費に対する助成を廃止するものでございます。入院時の食事療養費は本来入院しなくても当然必要となる食費を入院時のみ保険適用し負担するのは、不公平を欠くということで平成6年に制度改正され創設されたものでございます。同様の考え方で平成17年10月からは介護保険制度でも入院時の食事療養費は自己負担と

なっております。又、この4月からは健康保険法が改正され1日780円自己負担から1食260円自己負担をすることになっております。このような状況の中、1食260円という助成制度を廃止致したいというものでございます。いずれも県の福祉医療費の助成制度の見直しに歩調をあわせたものとなっております。また、新旧対照表を添付させて頂いておりますので、後刻ご高覧下さい。以上、補足説明とさせて頂きます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林一則君）以上で提案理由の説明は終わりました。次に、日程第19・議案第70号 度会土地開発公社定款の変更についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第70号 度会土地開発公社定款の変更について提案理由を申し上げます。今回、提案申し上げます度会土地開発公社定款の変更につきましては、郵政民営化に伴う標記の変更、及び民法の改正により定款の変更を行うもので、先の理事会で承認されたものであり、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明致させます。よろしくお願い申し上げます。

議長（小林一則君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）議案第70号 度会土地開発公社定款の変更について補足説明を申し上げます。議案第70号資料をご覧頂きたいと存じます。まず、第7条第4項におきましては、土地開発公社の監事の職務及び権限を定めておる所でございます。従来監事の職務につきましては、民法第2節法人の管理中第59条監事の職務これを準用してきたところでございますが、平成18年6月2日の関係法律の改正によりまして、この民法第59条が削除されまして関係部分が公有地の拡大の推進に関する法律で定められることとなりました。この改正規定が本年12月1日から施行されますために、今回定款の変更をお願いするものでございます。次に、第24条の変更につきましては、先に、施行されました郵政民営化法によりまして郵便貯金の名称がなくなりましたので公社定款24条第1項第2号中郵便貯金の名称を削除することとさせていただきます。以上の定款変更につきましては、去る8月2日に開催を致しました理事会で承認を得ておる所でございます。公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定によりまして議会の議決をお願いを申し上げます。なお、付則におきまして施行期日を定めておる所でございますが、この変更定款の施行日を三重県知事の許可のあった日から

と致しております。なお、第7条第4項の変更につきましては、平成20年12月1日から施行される日からと致しておる所でございます。以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(小林一則君)以上で提案理由の説明は終わりました。次に、日程第20・議案第71号 平成20年度 玉城町一般会計補正予算(第3号)ないし日程第26・議案第77号 平成20年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)を一括議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第71号 平成20年度玉城町一般会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、総額9千281万8千円を追加し、歳入歳出予算総額を43億7千900万円とするものでございます。その内容の主なものと致しましては、歳入で、法人町民税の減額、地方特例交付金、及び地方交付税の決定に伴う増額、繰入金の減額などがあります。歳出では、総務費で庁舎空調設備改修工事、徴税费で年金からの特別徴収が開始されることに伴うシステム改修、eL-tax導入のための電算委託料、民生費でパート保育士賃金の増額、農林水産費では、農道台帳作成委託料、町単土地改良事業補助金の増額、土木費で、地元要望に対応するための道路維持修繕費、道路新設改良費で工事請負費等の増額、城東団地のガス管布設替工事請負費の新規計上、教育費で、有田小学校の外構及び田丸小学校通学路の安全確保のための工事請負費、屋内体育館の耐震診断委託料、町営プールのろ過機等の改修工事請負費の計上、過年度の補助金の精算に伴う返納金の計上のほか、4月以降の人事異動に伴う人件費の調整を行っています。尚、詳細につきましては、副町長から説明を致させます。

次に、議案第72号 平成20年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして提案理由を申し上げます。

今回補正予算は、総額216万1千円を追加し、歳入歳出予算総額を12億4千170万1千円とするものであります。主なものと致しまして、人事異動に伴うもの及び過年度分の事業精算をしたものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明致させます。

次に、議案第73号 平成20年度 玉城町老人保険特別会計補正予算(第2号)につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、総額21万円を追加し、歳入歳出予算総額を1億3千

818万円とするものであります。歳入においては、第三者納付金の増に伴い、各款の収入を精査したもので、歳出では、医療諸費において、目款の補正を行ったものです。なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明致します。

次に、議案第74号 平成20年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきまして提案理由を申し上げます。

内容の主なものは、来年度予定をしていましたマンホールポンプ設置工事を実施いたしたく、関連する予算の補正をお願いするものです。歳入では町債、繰越金等により、1千270万7千円を増額し、歳出では、工事請負費、修繕料等の増額と委託料、公債費等の減額で差し引き、歳入と同額の1千270万7千円を増額しようとするものであります。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明を致します。

次に、議案第75号 平成20年度 玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、総額832万4千円を追加し、歳入歳出予算総額を8億2千273万3千円とするものであります。主なものといたしましては、前年度の精算により償還金が発生しましたので、前年度繰越金と基金繰入金をこれに充てようとするものであります。尚、詳細につきましては、生活福祉課長から説明を致します。

次に、議案第76号 平成20年度 玉城町水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支の収入で、営業外収益の雑収益費用39万9千円の増額、支出で営業費用の原水費、配水費、総係費で368万2千円の増額と営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費で141万2千円を増額するものであります。資本的収入においては分担金で3千259万5千円を増額し資本的支出においては水道拡張費で8万5千円の増額をお願いするものであります。尚、詳細につきましては、上下水道課長より補足説明を致します。

次に、議案第77号 平成20年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支の収入で県補助金4万5千円の減額、支出で処理場費において80万5千円を増額するものであります。また、資本的収支においては収入で負担金と雑収益で622万5千円を増額し、支出で施設

費の増額と支払い利息の減額で差し引き 283 万円の減額をお願いするものでございます、なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明を致させます。以上、よろしくご審議のうえご承認賜わりますようお願いを申し上げます。

議長(小林一則君)副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君)議案第71号 平成20年度 玉城町一般会計補正予算(第3号)につきまして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君)生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君)それでは、所管します議案について補足説明を致します。まず、議案第72号 平成20年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第73号 平成20年度 玉城町老人保健特別会計補正予算(第2号)につきまして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第75号 平成20年度 玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君)上下水道課長 小林一雄君

上下水道課長(小林一雄君)それでは、所管を致します3議案について補足説明を致します。まず、議案第74号 平成20年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を致します。

(補正予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第76号 平成20年度 玉城町水道事業会計補正予算(第1号)の補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第77号 平成20年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)の補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君)以上で提案理由の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了致しました。

明日、18日は、午前9時から本会議を開き町政一般に関する質問を行ないますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これをもって散会します。

(午後 0時30分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により、下記に署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員